

# 「くまなびの日」

## 「くまなびの日」とは

熊本県教育委員会では、子供と家庭と一緒に休める環境整備の取組の一つとして、「くまなびの日」に取り組まれています。

南阿蘇村教育委員会では、令和8年4月から開始することとしました。

対象は、村内小中学校の子供たちです。

子供が、保護者等とともに、校外で体験的な学習活動を行うとき、欠席とせず「出席停止・忌引等」と同じ対応とします。

保護者等の休暇に合わせて届け出をし、年に3日まで取得することができます。

(期間は4月から翌年3月までの1年間です。)

## 「くまなびの日」届け出の流れとは

### 1. 計画を立てる

子供と一緒に体験や探究の学び、活動について話し合い、計画を立てる。

※下部の**学びのキーワード**を参考にしてください。

①学び日 ②学ぶ場所 ③学ぶこと

### 2. 届け出る

学校へ指定された方法で、期限までに届け出る。

### 3. くまなびの日

子供と一緒に、校外で体験や探究の学び・活動を行う。

### 4. 振り返る

学んだことについて子供と話し合ったり、次回の計画を考えたりする。

### ※学びのキーワード

見て学ぶ : 歴史 科学 文化 史跡 環境 防災 美術 読書 等

ふれあい学ぶ: 自然 動物 植物 伝統文化 国際交流 等

体験して学ぶ: 農業 漁業 林業 ものづくり スポーツ 音楽 等

その他の学び: SDGs DX 等

## ご留意いただきたいこと

- 「くまなびの日」は、取得の7日前までに学校へ届け出る必要があります。
- 「くまなびの日」を取得することで受けられない授業内容は、自習してください。
- 学校行事の日やテスト期間など、「くまなびの日」を取得することができない(期間)があります。詳細は学校へお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 南阿蘇村教育委員会 学校教育係 TEL 0967-67-1602